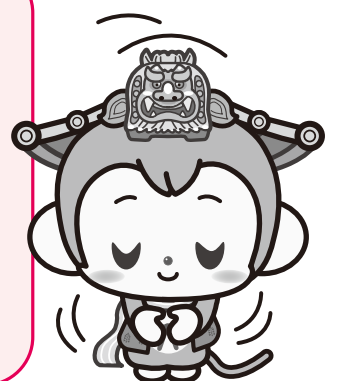




野焼きは原則禁止されています

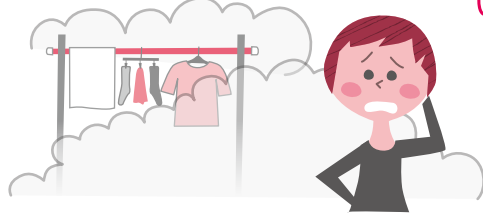


「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されています。また、一定の基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されています。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶による焼却などは「野焼き」と同じです。近隣住民への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますので、「野焼き」は止めましょう！

近隣住民に迷惑をかけるような野焼きは行わないでください。

野焼き禁止の例外はありますが、野焼きすることによって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしていることがほとんどです。

「近所で草木を燃やしてけむたい。」「窓が開けられない。」「洗濯物布団に臭いがついて困る。」「体調の悪い人がいるので困る。」といった苦情が、毎年多く寄せられています。**野焼きは原則として「禁止行為」です。**



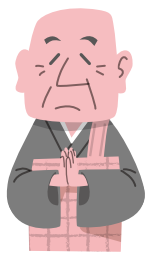
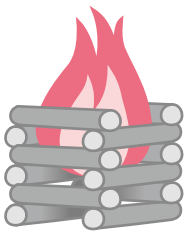
【罰則について】

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはこの併科、さらには法人等に対して3億円以下の罰金に処せられます。

野焼き禁止の例外行為

廃棄物処理法により、廃棄物の焼却は原則として禁止されていますが、次の方法による場合は、対象から除かれています。

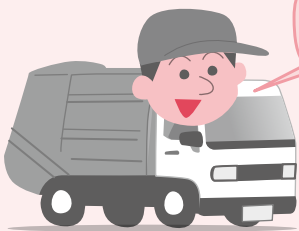
- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの



畑や庭から出た草木の処分について

剪定枝、木の葉及び除草した刈草等については、可燃ごみとして収集していただきますので、野外焼却することなく、可燃ごみ袋に入れて、可燃ごみ収集所へ出してください。

私たちが回収します。



例外行為だからと言って・・・

例外行為であっても、あくまでも例外であることを十分認識していただき、火災の危険性や、周辺住民にぜんそく等の呼吸器系疾病の方がいる可能性など、いろいろな状況が想定されますので、例外行為による野火焼却も控えてください。やむを得ず、野火焼却される場合は、火災に十分留意して消火するまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮して、苦情が出ないように努めてください。

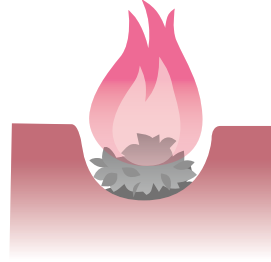
実は 禁止行為です!

えっ!ダメなの・・・
知らなかったなあ・・・
スイマセン。

ドラム缶で
焼却



穴を掘って
焼却



野焼きに対する問い合わせについて

このように野焼きには、法律により例外行為とされている焼却もありますので、その点についてはご理解をお願いいたします。

例外扱いできないと思われる焼却により困っている場合には、次の点を了承していただき水道環境課へお問い合わせください。

- ① 野焼きの状況等についてお聞きします。(焼却している場所、焼却している物、焼却している人の氏名等)
- ② 連絡者の氏名、住所、電話番号をお聞きする場合があります。(焼却している者に対し、連絡者の氏名等を教えることはありません。水道環境課から、野焼きの状況等の再確認、対応結果等でご連絡させていただきます) たく場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、火災の危険性がある場合は、消防署へも連絡してください。

また、産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。)の焼却や常習性(複数回の行政指導にも従わず焼却を繰り返すこと。)がある等の悪質な場合には、警察へ連絡してください。

火災の危険性を
感じたら
119番にも
連絡してください!



- 例外扱いではない野焼きで困ったら・・・
- 産業廃棄物の野焼きを見かけたら・・・
- 火災の危険性のある野焼きを見かけたら・・・

問い合わせ先：

水道環境課 ☎66-2407(直通)